

平成16年法改正

平成18年4月施行分の概要について

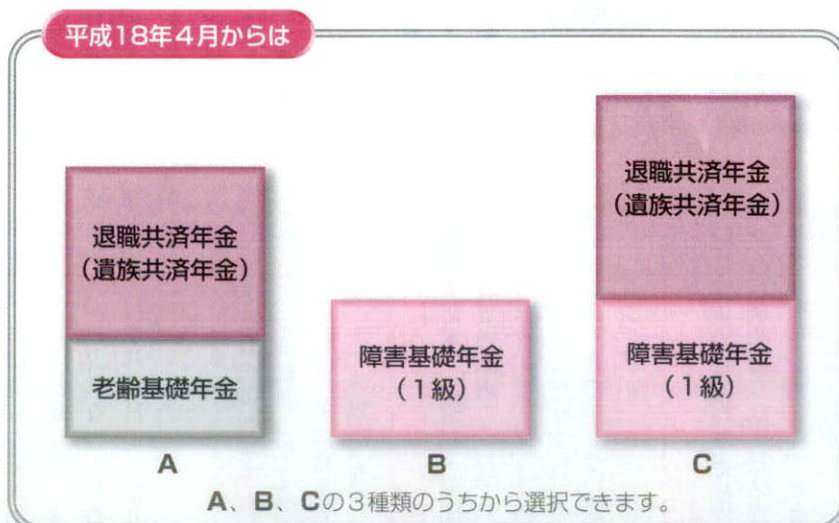
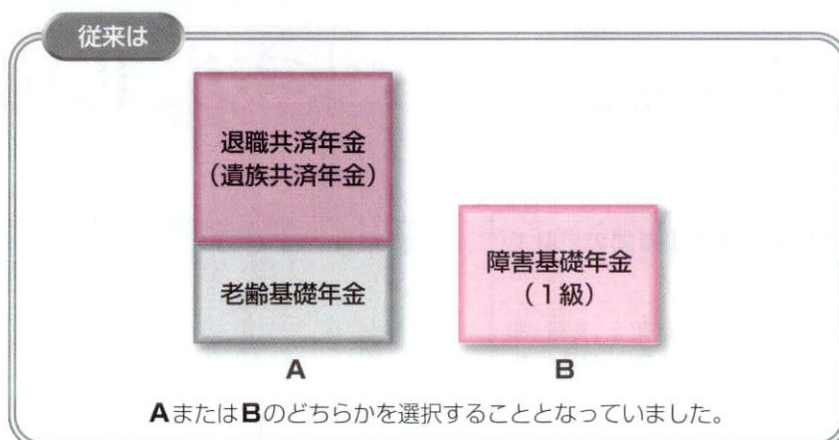
「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（法律第132号）」が昨年6月23日付で公布されましたが、うち、平成18年4月に施行（適用）される改正内容についてご案内します。

障害基礎年金と退職共済年金の併給ができます

障害基礎年金は、退職を支給事由とする年金との併給はできないこととされていまして、障害基礎年金を受給している者が退職共済年金を受給する権利を得た場合、障害基礎年金を受給し続けるかもしくは障害基礎年金を受給せず退職共済年金を受給するかを選択しかありませんでした。

平成18年4月からは、65歳に到達した時点で、従来の選択に加えて、障害基礎年金と退職共済年金、または障害基礎年金と遺族共済年金が併給できるようになります。

《例：障害基礎年金1級を受給権者の場合》



このように、平成18年4月からは、障害を有しながら公務員として勤務し共済年金の掛金を納付した場合、その納付した実績が反映されることとなります。